

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和2年1月9日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人暮らしのコツ研究所

(2) 代表者名

瀬端 万起

(3) 主たる事務所の所在地

京都府京都市下京区西木屋町上ノ口上る梅湊町83番地の1

「ひと・まち交流館京都」2階 京都市市民活動総合センター内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、DVや虐待などからの離脱に向けての支援、トラウマを抱える人たちがより生きやすくなることを目指す事業を持続的かつ発展的に行い、誰もがより生きやすく、安心・安全に地域で暮らせる社会を実現させることを目的とする。

2 申請年月日

令和元年12月20日

(文化市民局地域自治推進室)